

水道料金・下水道使用料

口座振替済みの 8月振替分から

お知らせ方法が変わります

水道メーターの計量時
にお知らせします

現在、水道と下水道の料金を口座振替でお支払いのみなさんには、口座振替後、水道局および下水道部からそれぞれがきで領収証を郵送しています。



新しい水道使用水量のお知らせ

水道使用水量・料金等のお知らせ

水検番号 99999-99	口径 013	使用戸数 1	メーター番号 99999
------------------	-----------	-----------	-----------------

国安210番地3

水道 太郎 様

平成14年度4期分(7月19日～9月19日)

今回指示数	148
前回指示数(-)	100
旧メーター使用水量(+)	m ³

今回使用水量	48 m ³
--------	-------------------

参 前回使用水量	50 m ³
考 前年同期使用水量	51 m ³

請求予定金額(お支払いは10月です)

水道料金	4,737円	うち消費税等相当額	(225円)
下水道使用料	4,357円		(207円)
合計金額	9,094円		(432円)

本表により集金することはありません。

通信欄	口座振替の予定日は 上記お支払い月の26日です。
-----	-----------------------------

使用水量のお問い合わせは水道局計量係へ
〒53-7924 計量員 ○○

水道料金口座振替済通知書	
平成14年度3期分(平成14年8月26日振替)	
使用水量	50 m ³
水道料金	4,998円 (うち消費税等相当額 238円)
鳥取市水道事業管理者 水道料金のお問い合わせは水道局料金係へ 〒53-7922	
下水道使用料口座振替済通知書	
平成14年度3期分(平成14年8月26日振替)	
水道使用水量	50 m ³ 井水等水量 m ³
賦課水量	50 m ³
下水道使用料	4,575円 (うち消費税等相当額 217円)
鳥取市長 下水道使用料のお問い合わせは下水道部業務係へ 〒20-3302 (ウラ面もご覧ください)	

口座振替をご利用の方には、前回ご使用分の水道料金、下水道使用料の口座振替済額をお知らせします。次の場合には表示されません。
・自主納付書でお支払いの場合
・残高不足などで振替できなかった場合
・領収証を郵送している場合

このたび、経費削減策の一環として、八月振替分の料金から領収証の郵送を廃止します。

これに替わり、九月の水道メーターの計量時からお届けする「水道使用水量・料金等のお知らせ」に、水道と下水道の料金の口座振替済通知書

このたび、水道と下水道の料金の口座振替済額を「水道使用水量・料金等のお知らせ」に表示させるため、七月計量

を掲載します。

なお、従来どおり領収証の郵送を希望する場合は、五月から六月にかけて各戸にお配りする「水道局・下水道部からのお知らせ」にある返信用はがきを投函してください。

お問い合わせ先 水道局料金係 (53 7922)

計量日も変わります

7月計量分から

このたび、水道と下水道の料金の口座振替済額を「水道使用水量・料金等のお知らせ」に表示させるため、七月計量

分から水道メーターの計量日を変更します。なお、計量を行う月は従来どおりです。

各町の水道メーターの計量日は六・七頁に掲載しています。お問い合わせ先 水道局計量係 (53 7924)



今後のスケジュール

奇数月に計量する町	偶数月に計量する町	
7月	8月	水道メーターの計量を行います。計量日が変わります。
8月	9月	水道と下水道の料金を請求します。口座振替日は26日を予定しています。
9月	10月	領収証の郵送を廃止し、計量時に口座振替済額をお知らせします。